

ニュースリリース

平成 23 年 9 月
福井県小浜市大手町 9 - 2 0
小 浜 信 用 金 庫

信用金庫法施行 60 周年記念プレミアム定期預金・定期積金の発売について

小浜信用金庫(理事長 森下充)では、本年が信用金庫法施行 60 周年(同法は 1951 年 6 月 15 日施行)の年であることから、60 年の感謝を込めて長年ご愛顧いただいている地元のお客様への日頃のお礼と地域貢献の継続的な取り組みを行うために、下記のとおり期間限定で特別金利の定期預金と定期積金を発売いたします。

記

発売期間 平成 23 年 10 月 3 日(月)~12 月 30 日(金)

[信用金庫法施行 60 周年記念プレミアム定期預金]

- 商品概要 別添「商品概要」のとおり
- 特 徴 特別金利 年 0.35%(税引後 年 0.28%)
期 間 1 年
募集金額 30 億円(募集金額に達した時点で締め切らせて頂きます)
平成 24 年 3 月 31 日現在のこの商品の預金残高の 0.01%相当分を、当金庫が負担し地元への貢献から地域 4 市町の団体等へ寄付を行います。

[信用金庫法施行 60 周年記念プレミアム定期積金]

- 商品概要 別添「商品概要」のとおり
- 特 徴 特別金利 3 年以上 5 年未満 年 0.20%(税引後 年 0.16%)
5 年以上 年 0.30%(税引後 年 0.24%)
期 間 3 年以上 7 年以内
募集契約額 20 億円(募集契約額に達した時点で締め切らせて頂きます)
払込金額 30,000 円以上(1,000 円単位)

店頭には、商品概要説明書をご用意しております。

以 上

信用金庫法施行 60 周年記念プレミアム定期預金

平成 23 年 10 月 3 日現在

商 品 名	・ 信用金庫法施行 60 周年記念プレミアム定期預金
募 集 期 間	・ 平成 23 年 10 月 3 日～平成 23 年 12 月 30 日 (募集金額 30 億円に達した時点で締め切らせて頂きます)
販 売 対 象	・ 個人のみ
期 間	・ 定型方式……1 年 ・ 自動継続となります。
募 集 金 額	・ 30 億円
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 一括預入 ・ 10 万円以上 1,000 万円未満 ・ 1 円単位
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 固定金利 ・ 当初預入期間(1 年)のみ特別金利を適用します。 ・ 継続後の金利は、継続日におけるスーパー定期預金 1 年もの店頭表示利率とします。継続日以降は信用金庫法施行 60 周年記念プレミアム定期預金としては取扱いしません。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。
税 金	・ 利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)
手 数 料	_____
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・ 「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乘せした利率) ・ マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。
中 途 解 約 時 の 取 扱	・ 原則として満期前に解約することはできません。 ・ 満期前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。

金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利については窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（9時～17時、電話：0120 - 370 - 744）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。
寄付の方法	<ul style="list-style-type: none"> お客様よりお預けいただいた平成24年3月31日の本定期預金残高の0.01%に相当する金額を、小浜信用金庫より経費支出して、地元への貢献から地域4市町の団体等へ寄付させていただきます。
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の対象預金となります。 預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。 <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>

信用金庫法施行 60 周年記念プレミアム定期積金

平成 23 年 10 月 3 日現在

商 品 名	・ 信用金庫法施行 60 周年記念プレミアム定期積金
募 集 期 間	・ 平成 23 年 10 月 3 日～平成 23 年 12 月 30 日 (募集契約金額 20 億円に達した時点で締め切らせて頂きます)
販 売 対 象	・ 法人、個人
期 間	・ 3 年以上 7 年以内
募 集 契 約 金 額	・ 20 億円
預 入 (1) 払 込 方 法 (2) 払 込 金 額 (3) 払 込 単 位	・ 原則として普通預金等からの自動振替による掛込みとします。 ・ 毎月の約定掛込日に掛金を掛込みください。 ・ 30,000 円以上 ・ 1,000 円単位
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
給 付 補 填 金 (1) 利 回 り (2) 給 付 補 填 金 の 支 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 固定金利 ・ 契約時の特別金利を満期日まで適用します。 ・ 給付補填金(お受取り利息)は満期日以後に一括して支払います。 ・ 給付補填金は、付利単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	・ 個人の給付補填金には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (なお、マル優はご利用できません。) ・ 法人は総合課税となります。
手 数 料	_____
付 加 可 能 特 約 事 項	・ 個人の方は「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保積金の約定年利回りに 0.7% を上乗せした利率)

<p>中途解約時の 取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として満期日前の解約はできません。 ・ 満期日前に解約する場合は、解約日における店頭表示の普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
<p>金利情報の 入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利については窓口へご照会ください。
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（9時～17時、電話：0120 - 370 - 744）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。
<p>その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の対象預金となります。 ・ 預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。 <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>